

「知的財産管理技能検定®」シリーズ 法改正レジュメ

日頃より、知的財産管理技能検定®「スピードテキスト」「スピード問題集」をお使いいただき、誠にありがとうございます。

このほど、日本を含む6か国の国内手続が完了し、TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が、2018年12月30日に発効しました。これにより、知財検定の範囲においては、特許法・商標法・著作権法の一部に改正が生じており、2019年7月検定試験より試験範囲に含まれます。

本レジュメは、これらの改正点のうち、知財検定の試験対策上重要な論点に絞ってまとめたものです。今後の試験対策の際に、ぜひご活用ください。

早稲田経営出版

【対象書籍】

- 『2019年度版 知的財産管理技能検定® 3級 スピードテキスト』
- 『2019年度版 知的財産管理技能検定® 2級 スピードテキスト』
- 『2019年度版 知的財産管理技能検定® 3級学科 スピード問題集』
- 『2019年度版 知的財産管理技能検定® 3級実技 スピード問題集』
- 『2019年度版 知的財産管理技能検定® 2級学科 スピード問題集』
- 『2019年度版 知的財産管理技能検定® 2級実技 スピード問題集』

◆重要度の表記について◆

本レジュメに記載した改正点について、知的財産管理技能検定®の試験対策の観点から、以下のようにランク分けしましたので参考にして下さい。

- Aランク → 影響度・大
- Bランク → 影響度・中
- Cランク → 影響度・小
- Dランク → 影響度・ほぼ影響なし

◆ 特許法

1. 期間補償のための特許権の存続期間の延長制度 Dランク

【関連；3級テキストP37、2級テキストP54】

特許出願の日から5年を経過した日又は出願審査の請求があった日から3年を経過した日のいずれか遅い日以後に特許権の設定の登録があった場合に、特許権の存続期間が延長されます。

◆ 商標法

1. 商標不正使用に対する法定の損害賠償等 Bランク

【関連；3級テキストP87、2級テキストP143】

商標権者等が商標権を侵害された場合、商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額として損害賠償請求をすることができます。

◆ 著作権法

1. 著作権の存続期間の延長 Aランク

【関連；3級テキストP122、2級テキストP182】

著作権の存続期間が著作者の死後（無名変名の著作物、法人著作物は発表後）50年から70年に延長されました。また、著作隣接権のうち実演家、レコード製作者の保護期間も70年となります。

2. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化 Cランク

【関連；3級テキストP137、2級テキストP201】

著作権等を侵害した場合の刑事罰について、以下のすべての要件を満たす場合に限り非親告罪となりました。

- ① 対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
- ② 有償著作物等について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
- ③ 有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されること

3. アクセスコントロールの回避等に関する措置 Cランク

【関連；3級テキストP136、2級テキストP200】

アクセスコントロール（例えば有料放送に施されたスクランブル）を回避する行為については著作権侵害とみなされ、アクセスコントロールを回避できる装置を販売する行為について刑事罰の対象となりました。

4. 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与 Dランク

【関連；3級テキストP134、2級テキストP196】

放送事業者等がレコードの音源ではなく、インターネットを介して直接配信されている音源を用いて放送又は有線放送を行う場合についても、実演家等は使用料請求権を行使することができるようになりました。

5. 著作権侵害に対する損害賠償に関する規定の見直し Dランク

【関連；3級テキストP137、2級テキストP200】

侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額（複数ある場合は最も高い額）を損害額として賠償を請求することができるようになりました。

■『スピード問題集』の修正箇所

- 3級共通： 冒頭の「知的財産権の発生時期と存続期間の一覧」の表 50年→70年
- 3級学科： P149 プラスの枝5の解説 50年→70年
P150～151 50年→70年
P161 プラスの枝2の解説 「ただし、～受けません。」を削除
P164～165 50年→70年
P174 問9 枝イ、枝ウ 50年→70年
P175 問9 枝イ、枝ウ 解説 50年→70年
- 3級実技： P53 問6 解説 「なお、～ありません。」を削除
P175 問2 解答・解説 2069年12月31日→2089年12月31日
問2 解説 冒頭の「映画以外の著作物の」→削除、50年→70年
P182 「著作隣接権」の解説
著作隣接権の保護期間は、それぞれ以下となります。
「実演家」…実演の行為日に始まり、終期は、その行為日の属する年の翌年の1月1日から70年経過時まで
「レコード製作者」…その音を最初に固定したときに始まり、終期は、原則として、その発行日の属する翌年1月1日から70年経過時まで
「有線放送事業者」「放送事業者」…放送の行為日に始まり、終期は、その行為日の属する年の翌年1月1日から50年経過時まで
問2 1) 解答・解説 2066年12月31日→2086年12月31日
問2 1) 解説 50年→70年
P183 問2 2) 解答・解説 2069年12月31日→2089年12月31日
問2 2) 解説 50年→70年
問3 枝ウの解説 50年→70年
P204 問11 枝ア 2061年12月31日→2081年12月31日
枝イ 2060年12月31日→2080年12月31日
枝ウ 2059年12月31日→2079年12月31日
P205 問11 解説 50年→70年
P206 問14 枝ア 2060年12月31日→2080年12月31日
枝イ 2055年10月30日→2075年10月30日
枝ウ 2045年12月31日→2065年12月31日
P207 問14 解説 50年→70年
2060年→2080年
- 2級共通： 冒頭の「知的財産権の発生時期と存続期間の一覧」の表 50年→70年
※ただし、「(2)著作隣接権の保護期間」のうち、「放送」「有線放送」については、50年
- 2級学科： P196 枝イ 50年→70年
P198 枝イ 解説 50年→70年
P202 枝エ 解説 50年→70年
P214～217 50年→70年
※ただし、P217「(2)著作隣接権の存続期間」のうち、「放送」「有線放送」については、50年
P239 枝イ 解説 50年→70年
P241 「著作隣接権の性質と内容」の解説
著作隣接権の存続期間は、それぞれ以下となります。
「実演家」…実演が行われたときに発生し、その日の属する年の翌年から起算して70年をもって満了
「レコード製作者」…その音を最初に固定したときに発生し、その日の属する年の翌年から起算して70年をもって満了
「有線放送事業者」「放送事業者」…その放送又は有線放送を行ったときに発生し、その日の属する年の翌年から起算して50年をもって満了
P246 プラスの枝1の解説 50年→70年
P258～259 50年→70年
P270 問5 50年→70年
P271 問5 解説 50年→70年
P274 問9 50年→70年
P275 問9 解説 50年→70年

- 2級実技：
- P282 問18 50年→70年
 - P283 問18 解説 50年→70年
 - P208 「著作隣接権」の解説内の表
「実演」「レコード」の終期 50年→70年
 - 問2 1) 解答 2066年12月31日→2086年12月31日
 - 問2 1) 解説 50年→70年
 - P209 問2 2) 解答 2067年12月31日→2087年12月31日
 - 問2 2) 解説 50年→70年
 - P225 問3 枝ア 50年→70年
 - P226 「著作権の変動」の解説 50年→70年
 - P227 問2 2) 解答 2070年12月31日→2090年12月31日
 - 問2 2) 解説 50年→70年
 - P227 問3 枝アの解説 50年→70年

以上